

# 法エール

Vol.29  
H23.5.20



## ご挨拶

私を含めた三人の司法書士で、東北大震災において被災にあった方が暮らしている宮城県、岩手県の避難所を数ヶ所訪ねました。「踊り」で被災地の方を勇気づけようという趣旨の企画に便乗させてもらい、無料の法律相談も試みました。熱心に踊りを見る方ばかりで、残念ながら相談者はいませんでした。何か自分たちができることでお役に立ちたいという思いは、実現できたように思います。ゴールデンウィークを利用した2泊3日の行程でしたが、そこで見た光景は一生忘れることはないでしょう。

東日本に明るく輝くような未来を届けたいという思いは皆同じです。そして、そのためには、辛いことかもしれませんが現状を肯定的に受け入れ、溢れる涙の向こうに夢・可能性・ビジョンを見つけ、これに挑戦し、そしてより良い未来を創造していく、まさに、「CHANCE CHARANGE CHANGE」という言葉の実践が必要であると思いました。私達の法人も、東北地方に従たる事務所を設置して支援することも視野にいれ、今後足元をしっかりと固めていきたいと思っています。今回の震災でお亡くなりになった方々に対し、あらためて心からのご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今月号も宜しくお祈りいたします。

(代表社員 大島 隆広)

## 震災に関する法律相談Q & A

今月も前回に引き続き、震災に関する法律相談Q & Aです。今回はQ6から説明します。

新しい法律が成立したり、取扱上の便宜で法律とは違った結果となる場合もありますので、その点はご了承ください。

**Q6 修理中であつたり、避難勧告が出たりして、借家に住めない場合にも、家賃の支払をしなくてはなりませんか。**

A 賃借物の使用が客観的に不可能である場合には、家賃の支払義務は生じないと考えられます。

**Q7 災害により、従兄弟が行方不明になっていました。従兄弟には財産があり、その財産をどのように管理すればよいのでしょうか。**

A 従兄弟に、法定代理人(親など)がいる場合、あるいは、自ら財産管理人を定めていた場合にはその者が、財産管理をします。それ以外の場合には、申立てにより家庭裁判所で不在者財産管理人を選任します。

なお、不在者財産管理人が選任されるまでの間に、財産管理を始めてしまった場合には、不在者財産管理人が選任されるまで、その管理行為(事務管理といひます。)が明らかに本人に不利な場合等を除いて、管理行為を継続しなければなりません。災害時には、緊急事務管理が成立する場合がありますので、仮に管理行為によって行方不明者の財産に損害が発生しても、事務管理者に悪意(本人を害する意図がある場合)または重過失がなければ、免責されることとなると思われれます。

**Q 8 災害により父親が行方不明です。父の財産について、相続は開始するのでしょうか。**

A 認定死亡や失踪宣告が下されていれば、相続は開始しますが、そうでなければ、相続は開始しません。

「認定死亡制度」とは、震災・海難・山津波・洪水などの事変に遭遇した者は、死亡したことは確実であるが、死体が発見されないなどにより死亡が確認できない場合、取調べをした官公署が、死亡地の市町村長へ死亡報告をし、これによって本人の戸籍簿に死亡の記載を行う制度です。大規模な大震災ともなれば、認定死亡がなされることが多いと思われます。

「失踪宣告」は、普通失踪と危難失踪の2種類ありますが、震災等を原因とする場合には、危難失踪に該当すると考えられます。震災・津波等の死亡の原因となる危難に遭遇して生死不明の状態が1年以上継続した場合には、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行うことができます。失踪宣告が行われると、危難の去った時に死亡したとみなされます。

なお、失踪宣告が行われても、行方不明者の権利能力を剥奪するものではありません。あくまで、行方不明者が死亡したものとして相続を開始させるなど、死亡したのと同様の効果を生じさせるものです。ですから、死んでいたと思われる行方不明者が実は生存していて、どこかで物品の購入契約等の法律行為を行うことに問題はありません。

**Q 9 災害により、1人暮らしの隣人が死亡してしまいました。隣人の財産管理や相続はどのようになるのでしょうか。**

A 隣人に相続人がいるのであれば、相続人が財産管理をします。相続人がいることが不明の場合には、申立てにより家庭裁判所が選任した相続財産管理人が、相続財産の管理と清算を行います。

**Q 10 地震で家屋が倒壊、損傷したのですが、住宅ローンが残っています。住宅ローンについて、金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできるのですか。**

A 法的に、金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。しかし、金融機関において、内部基準を設けて、これらの措置を講じている場合もあります。

参考までに、新潟県中越地震の際の住宅金融支援機構（旧 住宅金融公庫）における既存債務の返済方法の変更について簡単に述べてみます。

対象者は、（1）商品、農作物その他の事業財産等または勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した人、（2）融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な人、（3）債務者または家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した人のいずれかに該当し、被災後の収入が公庫で定める基準以下となる見込みの人です。

罹災割合（被災の程度）（災害発生前1年間の収入額に対する、災害発生後1年間の減収予定額と 融資住宅等の復旧に要する自己資金と 負傷等の治療費の合計額の割合）によって、返済方法の変更を行っています。

- （1）罹災割合が30%未満の場合  
払込みの据置または返済期間の延長・・・1年  
据置期間中の利率の引下げ幅・・・0.5%
- （2）罹災割合が30%以上60%未満の場合  
払込みの据置または返済期間の延長・・・2年  
据置期間中の利率の引下げ幅・・・1.0%
- （3）罹災割合が60%以上の場合  
払込みの据置または返済期間の延長・・・3年  
据置期間中の利率の引下げ幅・・・1.5%



Q11 自宅に屋根の修理業者が来て、震災者支援のため格安の値段で屋根の修理をするといわれ契約をしましたが、後で調べると相場の5倍の値段だったことが分かりました。契約を解除することができますか。

A 特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます。）により、修繕契約の内容に不満があれば、同法で要求される書面を受け取った日から8日以内であれば、その理由如何にかかわらず、「クーリング・オフ」の権利を行使し、契約を解除することができます。

クーリング・オフを行使できない場合でも、詐欺取消し、消費者契約法違反に基づく取消し等が考えられます。

被災された方やお知り合いの方で、法律相談をご希望される方は、司法書士会、弁護士会、法テラス等をはじめ、当法人でもご相談をお受けしておりますので、ご連絡ください。

参照 Q & A 災害時の法律実務ハンドブック 新日本法規出版

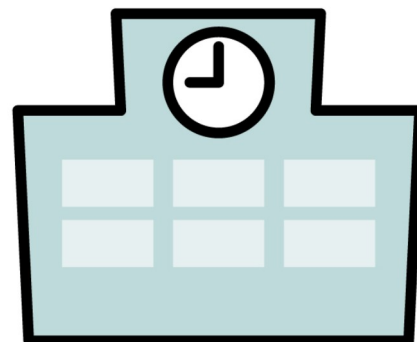
## 判例紹介

～入学辞退と授業料の返還請求～

（最高裁平成22年3月30日判決）

### （事案の概要）

- X・・・（受験生）
- Y・・・（学校法人）
- A・・・（Xの母）



Xは、Y設置の大学医学部の推薦入試に合格し、平成17年1月22日に入学金（100万円）、授業料等（700万6000円）を納付して入学手続きを完了した。Y大学の入学手続要領には、いったん納付した入学金および授業料等を一切返還しない旨の特約（不返還特約）が記載されていた。Xは、在学契約の解除について、Aが平成18年3月末までにYに入学辞退を電話で伝えたことと主張したが、Yは入学辞退の電話連絡を受けたのは4月5日であると主張した。

また、Xは、Yが毎年4月1日以降も補欠合格により入学者を補充しており、4月1日以降も辞退者が出ることを予測し、これに速やかに対応し、損失の回避ができる体制を採っていることから、Yには4月1日以降の辞退であっても4月7日までに辞退した本件においては平均的損害がなく、例外的に不返還特約は無効になると主張し、Yはこれを争った。

### （判決の要旨）

学生募集要項の記載は、一般入学試験等の補欠者とされた者について4月7日までにその合否が決定することを述べたに過ぎず、推薦入学試験の合格者として在学契約を締結し、学生としての身分を取得した者について、その最終的な入学意思の確認を4月7日まで留保する趣旨のものとは解されない。

また、現在の大学入試の実情の下では、大多数の大学において、3月中には正規合格者の合格発表が行われ、補欠合格者の発表もおおむね終了し、学生の多くは自己の進路を既に決定しているのが通常であり、4月1日以降に在学契約が解除された場合、その後に補欠合格者を決定して入学者を補充しようとしても、学力水準を維持しつつ入学定員を確保することは容易でないことは明らかである。

これらの事情に照らせば、Y大学の学生募集要項に上記の記載があり、Yでは4月1日以降にも補欠合格者を決定することがあったからといって、Yにおいて同日以降に在学契約が解除されることを織り込み済みであるということとはできない。・・・したがって、Xが納付した本件授業料等が初年度に納付すべき範囲を超えているというような事情はうかがわれない以上、本件授業料等は、本件在学契約の解除に伴って、Yに生ずべき平均的な損害を超えるものではなく、上記解除との関係では本件不返還特約はすべて有効というべきである。

(解説)

これまで最高裁は原則4月1日を基準として、その前に在学契約の解除の意思表示がされた場合は、大学側に平均的な損害は生じないとして、不返還特約(授業料等を返還しないという特約)は無効としています。(ただし、専願入試等の場合は除きます。)

一般的に考えても、4月1日から新学期ですので、大学側もその後に入学辞退され、納められた授業料等を返還することは予想していないでしょうから、最高裁の判断は妥当なものと考えられるでしょう。

それにしても、やはり医学部の授業料って高いんですね・・・。

## コラム

### 『ダイエットへの挑戦』

20代までは、体重のことで悩んだことはなかったけど、もう～滅茶苦茶ヤバイことになっている。まさに崖っぷち状態(泣)。数年前・・・嫁さんのお腹が凄く出てるのに気づいたので、何か悪い病気じゃないかと思って、「病院で診てもらったら?」と言ったら、えらい怒られた。ただの中年太りらしい(爆笑)。それから数週間後・・・仕事が終わり家に帰った私は、いつものようにリビングのドアを開けると鬼嫁がうたた寝をしていたが、なぜかお腹の辺りを中心に体全体が振動している・・・なんか怖くなって反射的にドアを閉めてしまった(笑)通販でウエストを細くする器具を買ったそう。最近、時々歩いているが、不審者と間違われないうちに・・・と、思っています。

(健軍事務所 橋本 律哉)

## お知らせ

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、顧問契約の締結も行っています。

会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

清水事務所

〒861-8066 熊本市清水亀井町16番11号

TEL 096-346-3927 FAX 096-346-4044

薄場事務所

〒861-4131 熊本市薄場町46番地 薄場合ビル内

TEL 096-320-5132 FAX 096-357-5710

健軍事務所

〒861-2106 熊本市東野1丁目1番12号

TEL 096-360-3366 FAX 096-360-3355

ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>